

家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断の省略について

 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、一定の場合には、家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断を省略できることとする。

1 内 容

○ 家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断の省略

母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査が行われた場合であって、当該健康診査が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診査の結果を把握することにより、同健康診断の全部又は一部を行わないことができるものとする。

2 改正を要する条例

- ・中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年10月中央区条例第24号）

3 施行予定日

公布の日